

蕪崎市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年2月蕪崎市訓令乙第5号。以下「要綱」という。）に基づき、蕪崎市ホームページへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載は、蕪崎市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第4条 掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦154ピクセル、横324ピクセル

(2) データ容量 8KB以下

(3) 形式 png

3 バナー広告のデザイン、色彩等は、蕪崎市ホームページのデザインと調和がとれたものとし、市と広告掲載希望者との間で協議のうえ決定する。

(広告掲載料の納付)

第5条 広告の掲載料は、市長の指定する期日までに納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告掲載期間内に、市の都合により蕪崎市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ次のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する期間
3時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日

(広告の募集枠)

第7条 募集する広告の枠数は、12枠以内とする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の前月の10日までに広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告の掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて蕪崎市ホームページへの広告の掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。